広島県竹原市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 ㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
3 4 2 0 3 3	01360－1－960056	竹原市会計管理者

令和　年　月分	指定番号	納入金額(1) 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
なお、異動がありましたら直ちに給与所得者異動届書を提出してください。

納入金額(2)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
給与分（一括徴収分を含む）	
退職所得分	
延滞金	
督促手数料	
合計額	

納期限	令和　年　月　日

退職所得の分離課税に係る所得割がある場合は、裏面の納入申告書に必ず必要事項を記入してください。

（特別徴収義務者）
住　所
又は
所在地

氏　名
又は
名　称

領収日付印	

上記のとおり領収しました。　（納入者保管）

広島県竹原市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納　入　書 ㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
3 4 2 0 3 3	01360－1－960056	竹原市会計管理者

令和　年　月分	指定番号	納入金額(1) 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
なお、異動がありましたら直ちに給与所得者異動届書を提出してください。

納入金額(2)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
給与分（一括徴収分を含む）	
退職所得分	
延滞金	
督促手数料	
合計額	

納期限	令和　年　月　日

日計	口 円

（特別徴収義務者）
住　所
又は
所在地

氏　名
又は
名　称

領収日付印	

上記のとおり納入します。　（金融機関又は郵便局保管用）

広島県竹原市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 ㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
3 4 2 0 3 3	01360－1－960056	竹原市会計管理者

令和　年　月分	指定番号	納入金額(1) 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
なお、異動がありましたら直ちに給与所得者異動届書を提出してください。

納入金額(2)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
給与分（一括徴収分を含む）	
退職所得分	
延滞金	
督促手数料	
合計額	

納期限	令和　年　月　日

取りまとめ金融機関
広島銀行竹原支店
〒730-8794 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター

¥マークは記入しないでください。

（特別徴収義務者）
住　所
又は
所在地

氏　名
又は
名　称

領収日付印	

上記のとおり通知します。　（広島県竹原市保管）

広島県竹原市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 ㊞

市区町村コード 3 4 2 0 3 3 / 口座番号 01360－1－960056 / 加入者名 竹原市会計管理者

令和　年　月分 / 指定番号 / 納入金額(1) 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
なお、異動がありましたら直ちに給与所得者異動届書を提出してください。

納入金額(2)：給与分（一括徴収分を含む）／退職所得分／延滞金／督促手数料／合計額（億 千 百 十 万 千 百 十 円）

納期限 令和　年　月　日

退職所得の分離課税に係る所得割がある場合は、裏面の納入申告書に必ず必要事項を記入してください。

（特別徴収義務者）
住　所
又は
所在地

氏　名
又は
名　称

領収日付印

上記のとおり領収しました。　（納入者保管）

広島県竹原市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納　入　書 ㊞

市区町村コード 3 4 2 0 3 3 / 口座番号 01360－1－960056 / 加入者名 竹原市会計管理者

令和　年　月分 / 指定番号 / 納入金額(1) 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
なお、異動がありましたら直ちに給与所得者異動届書を提出してください。

納入金額(2)：給与分（一括徴収分を含む）／退職所得分／延滞金／督促手数料／合計額（億 千 百 十 万 千 百 十 円）

納期限 令和　年　月　日

日計 口 円

（特別徴収義務者）
住　所
又は
所在地

氏　名
又は
名　称

領収日付印

上記のとおり納入します。　（金融機関又は郵便局保管用）

広島県竹原市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 ㊞

市区町村コード 3 4 2 0 3 3 / 口座番号 01360－1－960056 / 加入者名 竹原市会計管理者

令和　年　月分 / 指定番号 / 納入金額(1) 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
なお、異動がありましたら直ちに給与所得者異動届書を提出してください。

納入金額(2)：給与分（一括徴収分を含む）／退職所得分／延滞金／督促手数料／合計額（億 千 百 十 万 千 百 十 円）

納期限 令和　年　月　日

取りまとめ金融機関
広島銀行竹原支店
〒730-8794 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター

¥マークは記入しないでください。

（特別徴収義務者）
住　所
又は
所在地

氏　名
又は
名　称

領収日付印

上記のとおり通知します。　（広島県竹原市保管）

（受付印）

市民税 県民税 納入申告書

広島県竹原市長　様

令和　　年　月　日提出

	令和　年　月分	人員　人

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
退職手当等支払金額										
特別徴収税額 市民税										
特別徴収税額 県民税										

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

納税者名	支払金額	勤続年数	市民税	県民税
	円	年	円	円
	円	年	円	円
	円	年	円	円

（特別徴収義務者）　特別徴収義務者の法人番号又は個人番号

住所又は 〒
所在地

氏名又は
名称　　印

ご　注　意　事　項

1．毎月徴収した特別徴収税額並びに分離課税に係る所得割額は翌月の10日が納期限です。
2．延滞金は、納期限までに本税を完納しない時に発生し、完納と同時に延滞金額が確定します。期別ごとの滞納税額(2,000円未満の場合は全額切り捨てし、1,000円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てます。）に延滞日数（納期限の翌日から納付の日までの日数）と延滞金の割合を乗じた額を延滞金として徴収します。
滞納税額×延滞日数÷365日（うるう年でも365日）×延滞金の割合＝延滞金額
［延滞金の割合］
「納期限の翌日から１か月を経過する日まで」
年7.3％（延滞金特例基準割合（※）が年7.3％未満の場合は、延滞金特例基準割合（※）に年１％を加えた割合です（年7.3％が上限）。）
「納期限の翌日から１か月を経過した日以降」
年14.6％（延滞金特例基準割合（※）が年7.3％未満の場合は、延滞金特例基準割合（※）に年7.3％を加えた割合です。）
［延滞金の端数処理］
算出された延滞金額が1,000円未満の場合は全額切り捨てし、100円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てます。
※「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１％を加算した割合です。
3．退職所得の分離課税に係る所得割がある場合は納入申告書に必ず必要事項を記入して納入してください。

〔問い合わせ先〕
〒725－8666
広島県竹原市中央五丁目６番28号
竹原市役所　税務課
TEL(0846)22－7732　FAX(0846)22－2280

表記の「納入済通知書」は直接機械に読ませますので汚したり、折り曲げたりしないでください。

（標準字体）
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

納　付　す　る　場　所

- ○ 広島銀行
- ○ 中国銀行
- ○ もみじ銀行
- ○ 呉信用金庫
- ○ 竹原市忠海支所
- ○ 広島市信用組合
- ○ 中国労働金庫
- ○ ひろしま農業協同組合
- ○ ゆうちょ銀行・郵便局

（受付印）

市民税 県民税 納入申告書

広島県竹原市長　様

令和　　年　月　日提出

	令和　年　月分	人員　人

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
退職手当等支払金額										
特別徴収税額 市民税										
特別徴収税額 県民税										

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

納税者名	支払金額	勤続年数	市民税	県民税
	円	年	円	円
	円	年	円	円
	円	年	円	円

（特別徴収義務者）　特別徴収義務者の法人番号又は個人番号

住所又は 〒
所在地

氏名又は
名称　　印

ご　注　意　事　項

1．毎月徴収した特別徴収税額並びに分離課税に係る所得割額は翌月の10日が納期限です。
2．延滞金は、納期限までに本税を完納しない時に発生し、完納と同時に延滞金額が確定します。期別ごとの滞納税額(2,000円未満の場合は全額切り捨てし、1,000円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てます。）に延滞日数（納期限の翌日から納付の日までの日数）と延滞金の割合を乗じた額を延滞金として徴収します。
滞納税額×延滞日数÷365日（うるう年でも365日）×延滞金の割合＝延滞金額
［延滞金の割合］
「納期限の翌日から１か月を経過する日まで」
年7.3％（延滞金特例基準割合（※）が年7.3％未満の場合は、延滞金特例基準割合（※）に年１％を加えた割合です（年7.3％が上限）。）
「納期限の翌日から１か月を経過した日以降」
年14.6％（延滞金特例基準割合（※）が年7.3％未満の場合は、延滞金特例基準割合（※）に年7.3％を加えた割合です。）
［延滞金の端数処理］
算出された延滞金額が1,000円未満の場合は全額切り捨てし、100円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てます。
※「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１％を加算した割合です。
3．退職所得の分離課税に係る所得割がある場合は納入申告書に必ず必要事項を記入して納入してください。

〔問い合わせ先〕
〒725－8666
広島県竹原市中央五丁目６番28号
竹原市役所　税務課
TEL(0846)22－7732　FAX(0846)22－2280

表記の「納入済通知書」は直接機械に読ませますので汚したり、折り曲げたりしないでください。

（標準字体）
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

納　付　す　る　場　所

○ 広島銀行　○ 広島市信用組合
○ 中国銀行　○ 中国労働金庫
○ もみじ銀行　○ ひろしま農業協同組合
○ 呉信用金庫　○ ゆうちょ銀行・郵便局
○ 竹原市忠海支所

（1）賦課の根拠

市民税・県民税・森林環境税は地方税法第24条及び第294条、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律第３条並びに竹原市税条例第23条及び広島県税条例第34条の規定により、賦課期日に市内に住所を有する個人に課税されます。

（2）審査請求

この通知書の記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この賦課決定の取り消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

（3）滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

（4）延滞金について

延滞金は、納期限までに本税を完納しない時に発生し、完納と同時に延滞金額が確定します。期別ごとの滞納税額(2,000円未満の場合は全額切り捨てし、1,000円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てます。)に延滞日数(納期限の翌日から納付の日までの日数)と延滞金の割合を乗じた額を延滞金として徴収します。

滞納税額×延滞日数÷365日（うるう年でも365日）×延滞金の割合＝延滞金額

［延滞金の割合］

「納期限の翌日から１か月を経過する日まで」

年7.3%（延滞金特例基準割合（※）が年7.3%未満の場合は、延滞金特例基準割合（※）に年１%を加えた割合です（年7.3%が上限）。）

「納期限の翌日から１か月を経過した日以降」

年14.6%（延滞金特例基準割合（※）が年7.3%未満の場合は、延滞金特例基準割合（※）に年7.3%を加えた割合です。）

［延滞金の端数処理］

算出された延滞金額が1,000円未満の場合は全額切り捨てし、100円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てます。

※「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１%を加算した割合です。

27

◎総合課税の計算方法

市民税：前年の総所得金額 ／ 所得控除額 ⇒ 課税総所得金額 × 6% − 調整控除額 − 税額控除額 − 住宅借入金等特別税額控除額 − 寄附金税額控除額 − 配当割額又は株式譲渡所得割額控除額 ＋ 均等割額 ⇒ 市民税額

県民税：前年の総所得金額 ／ 所得控除額 ⇒ 課税総所得金額 × 4% − 調整控除額 − 税額控除額 − 住宅借入金等特別税額控除額 − 寄附金税額控除額 − 配当割額又は株式譲渡所得割額控除額 ＋ 均等割額 ⇒ 県民税額

市民税額 ＋ 県民税額 ⇒ 合計年税額

○調整控除

税源移譲に伴い住民税と所得税の人的控除差を次により調整します。

※合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用

合計所得金額	控除の基礎（A）
200万円以下	人的控除差の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額
200万円超	人的控除差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）（最低5万円）

市民税調整控除額＝（A）×３%

県民税調整控除額＝（A）×２%

※均等割が非課税となる人

・障害者・未成年者・寡婦及びひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人

・前年の合計所得金額が28万円×（扶養親族の数＋1）＋10万円＋16万8千円以下の人（16万8千円は扶養親族を有するときに加算）

○均等割額

市民税 3,000円 県民税 1,500円

○森林環境税 1,000円

○税額控除（配当控除）

種　類	課税所得金額	市民税	県民税
利益の配当等	1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
	1,000万円超の部分	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	1,000万円以下の部分	0.8%	0.6%
	1,000万円超の部分	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%
	1,000万円超の部分	0.2%	0.15%

○税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区　分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限定額8万8千円）
社会保険料控除等	支払金額

生命保険料控除		支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）

一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

地震保険料控除		
地震保険料	支払金額	控除額
	50,000円以下のとき……支払金額の1/2	
	50,000円超のとき……25,000円	
旧長期契約	支払金額	控除額
	5,000円以下のとき……全額	
	5,000円超15,000円以下のとき…支払金額の1/2＋2,500円	
	15,000円超のとき……10,000円	

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

扶養控除		
	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
特定親族特別控除	所得金額	控除額
	58万円超 95万円以下	45万円
	95万円超 100万円以下	41万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	21万円
	110万円超 115万円以下	11万円
	115万円超 120万円以下	6万円
	120万円超 123万円以下	3万円

障害者控除（特別障害者の場合）（同居特別障害者の場合）		26万円 30万円 53万円
寡婦控除		26万円
ひとり親控除		30万円
勤労学生控除		26万円
扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
基礎控除	納税者本人の所得金額 2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	0万円

◎分離課税の税率

			税率
短期一般		市民税	5.4%
		県民税	3.6%
短期軽課		市民税	3.0%
		県民税	2.0%
長期一般		市民税	3.0%
		県民税	2.0%
長期優良	2,000万円以下	市民税	2.4%
		県民税	1.6%
	2,000万円超	市民税	3.0%
		県民税	2.0%
長期居住	6,000万円以下	市民税	2.4%
		県民税	1.6%
	6,000万円超	市民税	3.0%
		県民税	2.0%
株式一般		市民税	3.0%
		県民税	2.0%
株式上場		市民税	3.0%
		県民税	2.0%
上場株式等の配当		市民税	3.0%
		県民税	2.0%
先物取引		市民税	3.0%
		県民税	2.0%
山林所得		市民税	6.0%
		県民税	4.0%
退職所得		市民税	6.0%
		県民税	4.0%

年度　国民健康保険税　納入通知書

30

金融機関名					
口座種別		振替区分		口座番号	
名義人					

納税義務者			
生年月日		性別	
住所			

年度　国民健康保険税の算定明細

被保険者番号		通知書番号	

	医療分			支援金分			介護分			子ども分		
区分	課税標準額	税率	税額(円)	課税標準額	税率	税額(円)	課税標準額	税率	税額(円)	課税標準額	税率	税額(円)
所得割	円	× %		円	× %		円	× %		円	× %	
資産割	円	× %		円	× %		円	× %		円	× %	
均等割	人	円		人	円		人	円		人	円	
平等割額												
合計（A）												
軽減額	軽減区分			軽減区分			軽減区分			軽減区分		
	所得割額			所得割額			所得割額			所得割額		
	均等割額			均等割額			均等割額			均等割額		
	平等割額			平等割額			平等割額			平等割額		
	軽減額計（B）			軽減額計（B）			軽減額計（B）			軽減額計（B）		
限度超過額（C）												
増減調整額（D）												
条例減免額（E）												
減免額（F）												
年税額 (A−B−C＋D−E−F)	①				②			③			④	

徴収方法		年税額 (①＋②＋③＋④)	
特別徴収義務者			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名	有資格者月数（上段：医療・支援金・子ども、 下段：介護）												通知書番号	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	所得割	資産割

普通徴収	期別	納付額	納期限
	1期	円	
	2期	円	
	3期	円	
	4期	円	
	5期	円	
	6期	円	
	7期	円	
	8期	円	
	随時期	円	
	随時期	円	
	随時期	円	
	随時期	円	

特別徴収	月別	徴収額
	4月	円
	6月	円
	8月	円
	10月	円
	12月	円
	2月	円

加入月欄の「＊印」は国保加入者、「G」は擬制世帯主を表しています。
賦課限度額は、医療分は67万円、支援金分は26万円、介護分は17万円、子ども分は3万円です。限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。